

平成22年 第3回定例会

浜田 浩樹 議員 代表質問要旨

(会派名 渋谷区議会民主党)

1 「所在不明」問題と高齢者福祉について 【区 長】

(1) 区における「所在不明」問題について

明日、10月1日は5年に一回の国勢調査が実施されます。一方でこの夏は、住民基本台帳や戸籍に記載されながら、所在が確認できない高齢者の存在もたびたびニュースで取り上げられました。

今回の「所在不明」問題の報道を受け、住民基本台帳・戸籍で調査を行ったこと、対処されたことについて、区長にお伺いします。

【区民部 住民戸籍課】

(2) 敬老祝い金について

敬老祝い金の支給については、最大限、高齢者の実態把握に活用すべきと思います。これまでは、本人ではなく家族に渡したりしていた例もあるようですが、本人に必ず面会するように実施要綱等に定めるべきと思います。どのような対応を行っているのでしょうか。区長にお伺いします。

【福祉保健部 高齢者サービス課】

(3) 区施設利用の際の利用者証について

敬老館・はつらつセンター、地域交流センターの利用者証や高齢者入浴デーの利用者証が別々に発行されるようになっているが、統一した方がよいのではないのでしょうか。近年は行政でも、民間でも個人に発行されるカードの類が非常に多くなっています。こうしたものを少なくするのもサービスではないかと思います。他の公的証明書で代用するか区民サービスの包括的な利用者証を作ってはどうかと思いますが、区長の考えを伺います。

【福祉保健部 管理課】

2 「死」をめぐる区民福祉について 【区 長】

(1) セレモニーホールについて

私が定期的にも実施している区政アンケートでよく目にする意見で「斎場が混んでいる。区立のセレモニーホールを作ってはどうか。」というのがあります。新しく葬祭場、セレモニーホールを建てるとするのは立地条件の問題などから簡単なことではありません。しかしながら、行政としてこうした問題に何もしないわけにも行かないと思います。行政だけで解決可能な問題ではないかもしれませんが、まずは長期的な視野で解決していこうという姿勢と、今後の課題としての問題認識が必要ではないかと思いますが、区長の所見を伺います。

【区民部 地域振興課】

(2) 区民葬祭の低価格化について

区民葬祭の実際の金額と国民健康保険や後期高齢者医療制度での葬祭料には大きな開きがあるが、さらに低価格で葬儀が行えるように事業者に働きかけを行ったり、補助の検討、或いは健康保険の葬祭料の見直しも考えていくべきではないか、と考えます。区長の所見を伺います。

【区民部 住民戸籍課・国民健康保険課】

3 宮下公園の整備とネーミングライツについて 【区 長】

(1) 宮下公園の整備に対する区の対応について

今回の24日の代執行については多くのマスコミでも報道がなされました。一連の報道を通じて感じることは、区の広報、報道対応の不十分さです。私が耳にした多くの意見から、マスコミで報道されているにも関わらず、渋谷区がなんのためにこのような行動に出ているのかあまり伝わっていないということが感じられました。単なる野宿者の追い出しと理解している人もいたようです。確かに、公園の一部閉鎖の際にも、どのような計画があるのか現地での広報が不足していたように思いますし、またホームページでの広報も部分閉鎖や代執行のことが掲載されているだけでこの間の経緯や整備計画は分かりにくいものとなっていました。また、カメラの前や反対する団体の前での区の管理職の言動も問題があると感じざるを得ないものもありました。この間の区の対応についての経緯の説明と今後の見通しについて、区長の所見を伺います。

【企画部 広報課・土木部 公園課】

(2) ネーミングライツの法的根拠について

渋谷区で実施しているネーミングライツの法的な根拠は、どのようなものか、区長の見解を伺います。

【総務部 総務課】

(3) 宮下公園のネーミングライツ協定について

渋谷区とナイキとで交わした「渋谷区立宮下公園ネーミングライツ基本協定書」には、渋谷公会堂の場合と異なって、第10条には、渋谷区は公園の利用者に通称を使用するように義務付ける、であるとか、マスコミにも通称を使用させる、等の規定がありますが、これは、こういった根拠に基づいてそれを行わせるのでしょうか。渋谷区宮下公園運動施設管理条例の改正の提案や渋谷区立都市公園条例による告示などがなされるのでしょうか。条例などに根拠なく、第三者に条例に基づかない通称を使用させることはありえないのではないかと考えますが、区長の見解を伺います。

【土木部 公園課】

4 渋谷区のイメージアップと地域振興について 【区 長】

(1) 区道の愛称について

渋谷区内で見ますと、国道20号線は甲州街道と、国道246号線は青山通り、玉川通り、都道305号線は明治通りなど通称名で呼ばれることも多くなっています。

これらは単なる通称ではなく、道路設置者が定義して看板も設置している公式なものです。区道にも事実上の通称、愛称があります。

近頃、私の住む地域のある商店会では地域内の区道に愛称をつけて商店会の活性化、地域振興を図っています。また、商店会の多くは区道の愛称が商店会の名前になっているものも多いと思います。

道路に愛称をつけることは、なによりも通る人の道しるべとなり、地域振興や郷土愛をはぐぐむために大きな意義があると思います。事実上のものではなく、区がしっかりと定義することは地図やカーナビなどに掲載されることで便宜が増し、またその地域の人々の誇り、励みになると思います。

条例または規則を定めて区道に愛称を制定することとその手続きを定めるべきではないかと思えます。区長の考えを伺います。

【区民部 商工観光課】

(2) 原動機付き自転車のナンバープレートについて。

渋谷区では、犬の鑑札が犬をイメージした形に改められました。同様に、原動機付き自転車、原付のナンバープレートにも自治体の裁量で若干のデザインを定めることができるようになっていきます。

たとえば、富士山のふもと山中湖村では富士山をあしらったデザインになっています。渋谷区でも、渋谷区を象徴するようなデザインを公募するなどして、オリジナルのナンバープレートを作成してはどうでしょうか。区長の考えを伺います。

【区民部 税務課】

(3) 町会、自治会に対する広報支援について。

引っ越してきた時に、自分の住んでいる地域がどこの町会のエリアか区のホームペ

ージで検索できることは、重要だと思います。

また、地域行事や生活情報などのホームページなどでの広報が重要になってきていると思う。その際、区で一定の標準形を示して町会を支援していくべきと考えますが、区長の考えを伺います。

【区民部 地域振興課】

5 自転車の安全、安心について 【区 長】

(1) 自転車の保険加入促進について

自転車による事故が増加しています。渋谷区では自転車と歩行者の間での死亡事故が発生するなど深刻な事態も増えています。事故防止はもちろんのこと、自動車による交通事故と同じように被害者に対する補償制度の整備も急務になっていると思います。

一方で、自転車の安全で快適な利用のため、自転車専用通行帯の設置や駐輪場の整備はこの議会でも再三課題に挙げられているところです。

そこで自転車の安全に関する包括的な条例を検討すべきではないかと思います。条例によって、区は、自転車が安全で快適に走れるように環境整備や啓発を行う責務を区民に約束し、利用者は、保険・共済に加入すべき努力義務を定め、また、事業者の協力も促していくべきではないかと思います。区長の考えを伺います。

【土木部 管理課】

6 広報・情報公開とペーパーレス化について 【区 長・選管委員長】

(1) 情報公開について (区長)

情報公開の公開までに日数が相当かかる場合が多い。人員体制や文書管理体制の見直しが必要ではないか。区長のお考えをお尋ねします。

【総務部 副参事 (法務担当)】

(2) 文書のペーパーレス化について (区長)

例規集の数の削減の状況と、文書のペーパーレス化について、区長のお考えをお尋ねします。

【総務部 副参事 (法務担当)】

(3) 選挙の開票時の広報体制について (選挙管理委員会委員長)

選挙の開票の際の、広報体制に問題が多い。按分票の説明で記者が分かりにくいと抗議する場面もあった。記者向けの丁寧な説明と電源などの提供なども必要ではないかと考えます。選挙管理委員会委員長の所見を伺います。

【選挙管理委員会事務局】

(4) 開票作業について (選挙管理委員会委員長)

開票作業を見て分かりやすいように、参観人が見やすくするなどの工夫が必要ではないか。また、開票のスピードアップの取り組みが必要ではないか。委員長の所見を伺います。

【選挙管理委員会事務局】

7 清掃事業について 【区 長】

(1) ごみ収集について

現在は「収集日の朝8時までに出してください」とありますが、実際に収集時間が午後になってしまう場合など、集積所には長時間にわたってごみが積み上げられたままになることとなります。また、前日の夕方や夜に出している光景も見られます。

そこで、各集積所での収集時間の目標を個別に設定し、なるべく一定にすること、そのうえで、区民にも集積所ごとの収集時間の目安を知らせることが必要なのではないのでしょうか。現状は収集日が祝日にあたってしまうと収集車の台数を減らすなどの対応をとっており、収集時間がまちまちになることもあるとのことですが。

各収集日についての定時収集を実施すべきと考えますが、区長の考えを伺います。

【清掃リサイクル部 清掃事務所】

8 学校給食について 【区 長】

(1) 学校給食の無償化について

渋谷区議会民主党は今回の定例会で、学校給食費条例を提案しています。

今、ある区立中学校では大きな問題になっています。こうした問題を未然に防ぐために学校給食費の公会計化が必要であると考えます。また、長期的な視野に立って考えれば、子どもへの支援、子育て世代への支援をなるべく現物化すべきであり、学校給食費の無償化も視野に入れて検討をすすめるべきではないかと思えます。

食育という言葉も一般化されてきましたが、学校給食については教育の一環であり、自治体が責任を持って実施する体制を確立し、費用負担の在り方についても段階的に検討していくことが必要と思えますが、区長の考えを伺います。

【教育委員会事務局 学務課】

9 住宅施策について 【区 長】

(1) 代官山アドレスの区民住宅について

今回の定例会では、代官山アドレスの区民住宅の入居者に対して、訴えの提起が提案をされています。代官山アドレスを建設した際に区道などの持ち分が区民住宅等として区の区分所有になったと聞いています。代官山アドレスの区民住宅については使用料が最大で30万円を超えるものもあり、行政で行う公共住宅としては非常に高価なのではないかという印象を受けます。

代官山アドレス建設の際に区も主体的な役割を果たすということで意義のあったことかもしれませんが、すでに役割は終えているのではないかと思います。空きの出た場合に、普通財産に転換するとか、売却するといったことも検討すべきではないでしょうか。区長の考えを伺います。

【福祉保健部 管理課】

(2) 住宅マスタープランの検討状況について

住宅マスタープランの検討状況について、現状を区長にお尋ねします。

【企画部 企画財政課】

10 ヒートアイランド対策について 【区 長】

(1) 区道におけるヒートアイランド対策について

渋谷区における遮熱性舗装は平成18年度のハチ公前交差点の車道を皮切りに実施がされてきていますが、現状はどの程度まで進んできているのでしょうか。遮熱性塗装や保水性塗装の渋谷区での取り組みと効果の検証の状況、今後の方針についてお伺いします。

【土木部 道路課】

(2) 建物の高反射率塗装に対する助成について

渋谷区は、建物についても助成制度を設けるなどして、屋上緑化を推進していますが緑化が難しい場合には、高反射率塗装も組み合わせて助成対象に加えることを検討すべきではないかと思います。区長の考えを伺います。

【都市整備部 環境保全課】

11 障害者の雇用施策について 【区 長】

(1) 障害者の就労支援について

障害者の雇用率というとき、身体障害者、知的障害者、精神障害者を雇用しなければならないかと思います。渋谷区役所では知的障害者の雇用の実績はありません。そこで、障害者団体からも要望のある区役所での就労支援のための職業訓練、インター

ンシップ事業を行ってはどうかと思えます。これは、障害者の雇用促進のためだけでなく、区役所としての訓練になるのではないと思えます。

つまりは、インターンシップ事業を通じて、区役所でも障害者、特に知的障害者も含んでの雇用の場を試行錯誤を繰り返しながら拡大していくということではないかと思えます。福祉作業所など障害者団体との協力体制を作りながら、他の自治体や民間企業の例も参考にぜひ進めてほしいと思えますが、区長の考えを伺います。

【総務部 職員課】

(2) 地域自立支援協議会について

地域自立支援協議会の実施の状況について、区長に伺います。

【福祉保健部 障害者福祉課】

1 2 放課後クラブと子どもの居場所について 【区 長】

(1) 障害を持つ児童の放課後クラブでの受け入れについて

特別支援学校に通う児童は、区内の小学校に通う児童との交流をいかに行うかが相互の教育上の課題になっています。同じ年代の子どもとの交流が、相互の教育にとってよい効果をもたらすと言われていています。民主党は区内に住むすべての児童を受け入れる条例を提案していましたので、この点が実現していないことは残念なことです。

そこで条例を提案した区長に改めて質問をしますが、区で責任を持って障害者福祉の施策と合わせて支援を行いながら、放課後クラブの体制や予算措置も充実させることで、特別支援学校に通う児童の受け入れを部分的にも実現すべきと考えますが、区長の考えを伺います。

【教育委員会事務局 副参事（児童育成担当）】

(2) 保護者同伴で利用する幼児の活動の場について

児童館機能を持つ施設での、就学前の児童の活動場所の点です。小学生の全児童対応については放課後クラブが大きな役割を果たしていますが、それ以外の居場所の確保や小学校以外の児童の活動の場の確保も重要かと思えます。代官山ティーンズクリエイティブではこの問題点に応えたものと思えますが、保護者同伴で利用する幼児の活動の場について他の地区でも必要と思えます。また、学校の校庭や公園の遊具の整備など幅広い施策の中で検討が必要と考えます。区長の考えを伺います。

【子ども家庭部 子ども青少年対策課】

1 3 保健所行政について 【区 長・保健所長】

8月に日本学術会議が、代替療法の一つとされるホメオパシーについて「科学的根

拠は明確に否定されており、医療関係者が治療に用いることは厳に慎むべき行為であり、多くの方に是非御理解頂きたい。」と発表しました。ホメオパシーについては、通常の医療を受けさせないことによって患者が死亡する例もありました。今、医療、健康問題全般にさまざまな情報が氾濫すると同時に不確かなものを、さも確かにいうかのような疑似科学が流行りすぎていて、果たしてどのくらい区民に正しい情報が伝わっているのでしょうか。健康や医療に関する施策の基本には、正しい知識の普及があると思います。疑似科学と言ってもピンとこないことも多いかと思いますが、具体的な例をあげたいと思います。

【福祉保健部 生活衛生課】

(1) 血液型性格診断について (保健所長)

血液型性格診断というものがあります。A B O型の血液型ごとに性格に傾向があるという考え方ですが、全くが根拠がないにも関わらずテレビで取り上げられたり、関連の書籍が多く販売されたりしています。残念ながらこうした風潮で固定観念が作られているのも事実ではないでしょうか。

血液型と性格を関連付けて人を判断することは、いじめにつながったり、本人の努力で変える事の出来ない遺伝的因子で人を差別することであり、考え方は人種差別と共通するところもあり危険なものです。

そこで血液型性格分類の根拠、A B O式の血液型と性格形成の間に関係はあるのか。医師の資格をもつ保健所長にお尋ねします。

【福祉保健部 生活衛生課】

(2) 疑似科学的なものに対する啓発について (保健所長)

消費者庁が誕生し、商品やサービスの売買に関して発生する消費者からの相談・苦情は対応が強化されるようになってきましたが、健康や医療の観点からも対応が必要ではないかと思います。

例えば、健康食品については東京都の「健康食品ナビ」や、厚生労働省、「独立行政法人国立健康・栄養研究所」などで現段階での正しい情報を得ることができます。

区・保健所においてもこうしたものと連携をして正しい情報の周知に努めるとともに、疑似科学にだまされないよう基礎的な啓発活動が必要なのではないかと思います。疑似科学、健康食品などへの相談対応の充実と保健所の啓発業務のあり方について保健所長に伺います。

【福祉保健部 生活衛生課】

(3) 医療安全支援センターの設置の検討状況について (保健所長)

平成19年4月に施行された医療法の第6条の11では、保健所を設置する区は、医療に関しての患者・区民の苦情・心配や相談に対応するとともに、医療機関、患者・区民に対して、医療安全に関する助言および情報提供等を行う医療安全支援センターの設置に努めるものとするとの規定が盛り込まれています。

現状は23区のうち、8つの区が設置され、全国の保健所をおく市での設置が進んでいるようです。医療に対する区民の安心、安全を確保するために必要なものと思いますが、渋谷区での現状について保健所長に伺います。

【福祉保健部 生活衛生課】

(4) 都区制度改革における動物行政について (区 長)

都区制度改革における動物行政の移管の方向性について、区長の考えを伺います。また、ペットショップの規制については区で行い、畜犬登録やマナー向上の効果を上げるべきと考えますが。あわせて区長のお考えをお尋ねします。

【福祉保健部 生活衛生課】